

「い」存じですか

ひとり親家庭支援制度



ひとりの親家庭の「生活の維持」や「仕事と家事・育児の両立」などを支援するため、次のような制度があります。ぜひ活用ください。

①～③は、18歳に達した

① ひとり親家庭等医療費助成

医療保険の自己負担すべき額から一部負担金を控除した額を助成します。

② 次のいずれかの状態にある方

▽ひとり親家庭等の母または父および児童

▽両親がいらない児童などの養育者およびその児童

② 児童育成手当

③ 児童扶養手当

④ 次のいずれかの状態にある児童を養育している方

▽父母が離婚した児童

▽父または母が死亡した児童

▽父または母が生死不明である児童

▽婚姻によらないで生まれた児童など

■手当額 ② 児童1人につき、月額1万3千500円(児童に障がいがある場合は加算あり)

③ 11月額4万4千400円、1方40円(児童2人目1万400円、5千200円、3人目から1

要な場合があります

⑤ 母子及び父子福祉資金

ひとりの親家庭の生活の安定を図るための貸し付け制度です。

人につき6千250円～3千130円を加算)

④ ホームヘルプサービス

ひとりの親家庭が、一時的な理由でお困りのときに、育児や家事などを行うホームヘルパーを派遣します。新型コロナワクチン接種の際も利用可能です。

⑥ 次のいずれかに該当する方

▽ひとり親家庭となつてから2年以内の家庭

▽技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合

▽就職活動等、自立促進に必要なと認められる場合

▽疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加の場合

▽乳幼児または小学校に就学する児童がいる家庭で、就業の事情により支援が必要な場合

■援助内容 子どもの世話、食事の世話、掃除、洗濯、整理整頓など

※所得により費用の負担が必

していない方

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

ひとりの親家庭の母または父が、就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するための養成機関での一定の受講期間、生活費の負担軽減のため支給します。

⑦ 母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当を受給している方等を対象とし、面接により希望や経験などを伺ったうえで、ハローワークと連携して就労を支援します。

⑧ ひとり親家庭等支援

母子家庭等や女性の生活上の問題、経済上の問題など、各種の相談に母子・父子自立支援員が応じます。

⑨ 養育費確保支援事業補助金

ひとりの親家庭で養育費の取り決めを行うにあたり、公正証書等作成経費および保証会社との養育費保証契約締結経費に対して、それぞれ5万円を上限に補助します。

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金】

ひとりの親家庭の親および子が、安定した就業のため、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして講座を受講する場合、受講費の一部を補助します。

⑩ 20歳未満の子を養育しているひとり親家庭の親または子本人で、次のすべての要件を

満たす方

満たす方

▽児童扶養手当を受給しているか、または児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方

▽高等学校を卒業していない、または大学入学資格を得ていない方

▽当該講座の受講が就業のために必要と認められる方

▽過去に本給付金の支給を受けていない方

児童扶養手当を受給している方等を対象とし、面接により希望や経験などを伺ったうえで、ハローワークと連携して就労を支援します。

母子家庭等や女性の生活上の問題、経済上の問題など、各種の相談に母子・父子自立支援員が応じます。

ひとりの親家庭で養育費の取り決めを行うにあたり、公正証書等作成経費および保証会社との養育費保証契約締結経費に対して、それぞれ5万円を上限に補助します。

ひとりの親家庭の親および子が、安定した就業のため、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして講座を受講する場合、受講費の一部を補助します。

20歳未満の子を養育しているひとり親家庭の親または子本人で、次のすべての要件を

満たす方

▽児童扶養手当を受給しているか、または児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方

▽高等学校を卒業していない、または大学入学資格を得ていない方

▽当該講座の受講が就業のために必要と認められる方

▽過去に本給付金の支給を受けていない方

子ども・子育て支援 兄弟・姉妹・一人っ子のチャイルドケア 子育てを乗り切る「ツ

時2月19日(月)、26日(月) 午前10時～正午(全2回) 所

公民館貫井北分館 調高城絵里子さん(ルーテル学院大学准教授) 対市内在住・在勤・在学の小中学生以下の子どもとの保護者定16人(申込順) 他保育有り(おむね2歳以上) 5人。要事前申込) 申1月15日から、Eメール(1人1通)

時2月3日(土) 午前10時～11時 所 会員制農場ポモナ(関野町2-4-3) 内ねごとキヤベツの収穫 対市内在住の中学生以下の子どもと保護者定20組(申込順) 申1月15日から、電話で農業委員会事務局

から、Eメール(1人1通) ☎042-387-9882)へ

令和6年度保育施設等の利用申請二次募集受付

■受入予定人数 2月1日から市ホームページに掲載します

■集計が整い次第、一次募集繰り上げ選考分を反映した募集人数を更新予定です

■利用希望者が保育施設等の受け入れ予定人数を超えたときは、一定の基準に従い、入所指数等の高い児童から順次利用開始となります

■0歳児は、生後57日目を以降から利用対象となります

■申請基準 保育施設等へ利用申請できる児童は、その保護者のいずれもが、一定の要件により保育に当たることができない必要があります

■育児休業取得中で、入園が内定した方は、4月中に育児休業を終了してもらう必要があります

■利用料 保護者の住民税所得割額(市区町村税のみ)に応じた決定します

に住所・氏名(ふりがな)・年代・電話番号・保育の有無を明記し、同館「チャイルドケア係」(☎042-385-1340) 1 ☒k020415@b204.plala.or.jp)へ

親子収穫体験 時2月3日(土) 午前10時～11時 所 会員制農場ポモナ(関野町2-4-3) 内ねごとキヤベツの収穫 対市内在住の中学生以下の子どもと保護者定20組(申込順) 申1月15日から、電話で農業委員会事務局

から、Eメール(1人1通) ☎042-387-9882)へ

令和5年度の保育施設等利用申請書は、令和6年3月31日で有効期限が切れますので、令和6年4月以降も引き続き入所申請を希望する場合は、受付期間内に申請書を提出してください

※市外の保育施設等の利用を希望する場合は、締切日・必要書類等が各市区町村・施設で異なりますので、確認のうえ、早めに保育課へお申し込みください

☎保育課保育係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9846)